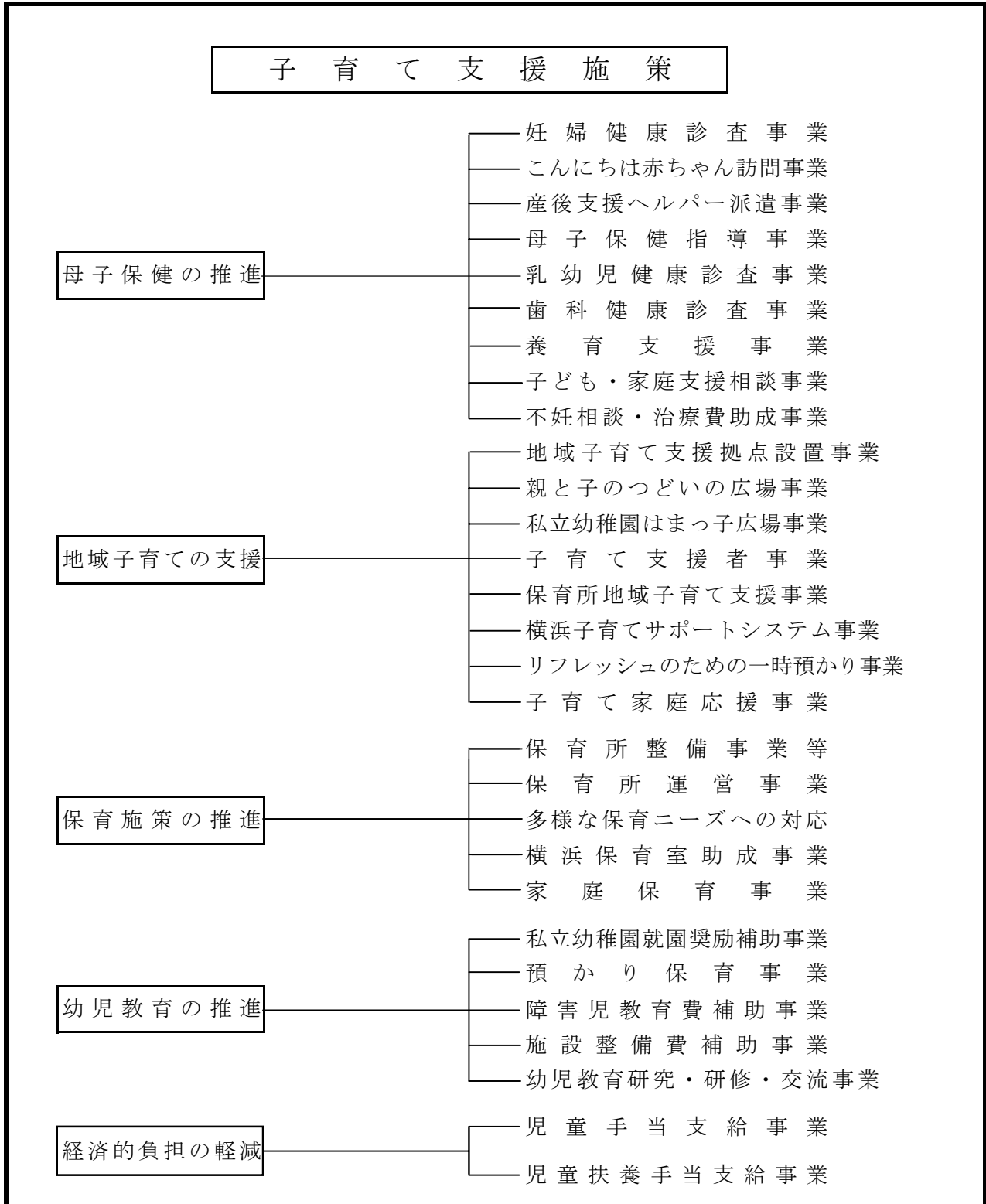


平成20年度少子社会関係事業の現況等について【こども青少年局】

こども青少年局では、少子社会に対応して、健やかな子どもを育てる環境づくりを進めるため、様々な子育て支援施策を推進しています。

平成20年度は、「中期計画」の着実な推進を図るとともに、地域で子育てをしている家庭への様々な母子保健関係事業や育児支援事業、経済的負担の軽減を図るため児童手当支給等の事業を実施します。

また、保育所の整備や多様な保育サービスの提供、幼児教育の推進などの施策を推進します。



《母子保健の推進》

| 事業名 | 事業内容 |
|---|--|
| 1 妊婦健康診査事業 予算額 707,147 千円 | 母子健康手帳を交付した妊婦に対する健康診査を医療機関に委託して実施します。 妊娠期間中 5 回分の健康診査費用補助券を交付します。 ○平成 20 年度実施予定件数 延べ 147,710 件 |
| 2 こんにちは赤ちゃん訪問事業 予算額 24,221 千円 | 出産後早期の子育て家庭に対し、地域の訪問員が訪問し、身近な子育て情報の提供や養育者の話を聴くことにより、育児不安の軽減を図ります。また、地域の訪問員と親子が顔見知りになることで、子どもを見守る地域づくりを推進し、児童虐待を予防します。(平成 21 年 1 月事業開始) ○平成 20 年度訪問予定件数 2,200 件 |
| 3 産後支援ヘルパー派遣事業 予算額 22,150 千円 | 産後 6 か月までの、家事や育児を行うことが困難な家庭にヘルパーを派遣し、家事・育児を支援します。 ○平成 20 年度利用予定実人員 500 人 |
| 4 母子保健指導事業 予算額 78,254 千円 | (1) 母性相談 母子健康手帳を交付し、助産師等が指導・助言を行います。 ○平成 20 年度母子健康手帳交付予定人数 36,800 人 (2) 母親(両親)教室 妊婦の健康維持、出産・育児に関する知識の習得、父親の育児参加の促進を目的とした教室を開催します。 ○平成 20 年度受講予定人数 13,000 人 (3) 母子訪問指導 妊産婦や未熟児・新生児を養育する家庭を訪問し、疾病の発生予防、養育上の必要な指導等を行います。 ○平成 20 年度実施予定人数 28,000 人 |
| 5 乳幼児健康診査事業 予算額 647,960 千円 | 4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児の健康診査及び保健指導を各区福祉保健センターで実施するほか、医療機関においても、0 歳児の健康診査等を実施します。 また、福祉保健センターでの乳幼児健康診査を受診していない養育者に対して、健診の受診を再勧奨するとともに、郵送や電話等により育児状況の確認を行います。 ○平成 20 年度実施予定人数 ・福祉保健センター 90,950 人 ・医療機関 延べ 73,050 人 |

| 事業名 | 事業内容 |
|---|--|
| <p>6 歯科健康診査事業</p> <p>予算額 100,459 千円</p> | <p>乳幼児の歯科疾患を予防し、健全な発育を図るため、4か月児歯科保健指導、1歳6か月児・3歳児歯科健診及び1歳6か月児歯科健診事後指導、乳幼児歯科相談を行います。</p> <p>さらに、妊産婦に対して歯科健診・歯科保健指導を実施します。</p> |
| <p>7 養育支援事業</p> <p>予算額 91,823 千円</p> | <p>(1) 育児支援家庭訪問事業 子育てに対して不安や孤立感、虐待のおそれを抱える家庭等を対象に、保健師・助産師・ヘルパーが訪問し、育児相談、栄養指導、必要に応じて簡単な家事等の支援を行います。</p> <p>○平成20年度訪問予定件数 延べ 3,000件</p> <p>(2) ファミリーサポートクラス 育児に対して強い不安感を持つ養育者同士が、カウンセラーなど専門職を交え話し合うことで育児不安の解消を図るよう、グループミーティング「ファミリーサポートクラス」を実施します。</p> <p>○平成20年度実施予定回数 280回</p> |
| <p>8 子ども・家庭支援相談事業</p> <p>予算額 31,401 千円</p> | <p>乳幼児期から学童期、思春期までの子どもと養育者を対象とした相談、情報の収集・提供を各区の福祉保健センターで実施します。</p> |
| <p>9 不妊相談・治療費助成事業</p> <p>予算額 184,253 千円</p> | <p>(1) 不妊相談 不妊で悩む夫婦に対し、福祉保健センターでの不妊相談及び専門家による不妊専門相談を実施します。</p> <p>(2) 特定不妊治療費助成事業 特定不妊治療を実施している夫婦に対し、治療費の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療費助成事業を実施します。</p> <p>○助成内容：1回の治療につき10万円まで、1年度あたり2回を限度に通算5年間助成（所得制限あり）</p> <p>○平成20年度助成見込件数 1,800件</p> |

《地域子育ての支援》

| 事業名 | 事業内容 |
|---|--|
| <p>1 地域子育て支援 拠点設置事業</p> <p>予算額 441,691 千円</p> | <p>市民との協働により在宅の子育て支援の充実を図るため、地域子育て支援拠点の設置を推進します。</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>ア 子育て家庭のための事業</p> <p>(ア) 親子の居場所</p> <p>(イ) 子育て関連情報の一元化と情報提供</p> <p>(ウ) 子育て相談</p> <p>イ 子育ての支援者のための事業</p> <p>(ア) 子育て支援ネットワークの形成</p> <p>(イ) 子育て支援に関わる人材育成</p> <p>(2) 実施か所数 12か所</p> |
| <p>2 親と子のつどいの 広場事業</p> <p>予算額 96,000 千円</p> | <p>子育て中の親子が気軽に集い、子育てについて同じような悩みを持つ仲間と団らん・交流する場を設置・運営する子育て支援団体に運営費等を補助することで、地域の子育て機能を強化し子育て不安の解消を図ります。(横浜市社会福祉協議会の「つどいの広場事業」への補助事業。)</p> <p>(1) 実施か所数 25か所</p> <p>(2) 補助額 1か所あたりの平均単価 3,700千円</p> |
| <p>3 私立幼稚園 はまっ子広場事業</p> <p>予算額 22,812 千円</p> | <p>幼稚園の園庭・園舎を開放して、園児や地域の幼児が保護者とともに安全に楽しく遊んで過ごせる場、保護者同士が子育てについて交流、情報交換できる場を提供します。</p> <p>(1) 常設園 21園</p> <p>(2) 非常設園 10園</p> |
| <p>4 子育て支援者事業</p> <p>予算額 69,766 千円</p> | <p>各区において公募、審査を経た方を子育て支援者として委嘱し、地区センター等での子育て相談を行うなど、身近な場所での子育て支援を推進します。また、十分な経験を持つ子育て支援者を助言者に選任し、新人支援者を育成します。</p> <p>(1) 実施か所数 160か所</p> <p>(2) 助言者 5人</p> |
| <p>5 保育所地域 子育て支援事業</p> <p>予算額 144,330 千円</p> | <p>保育所という地域に身近な社会資源を活用・開放していくことで、保育所の社会化を進め併せて地域の中での子育て支援機能の充実を図ります。</p> <p>(1) 市立育児支援センター園 24か所</p> <p>(2) 保育所子育てひろば</p> <p>常設 8か所(私立)</p> <p>非常設 193か所(市立83か所・私立110か所)</p> |

| 事業名 | 事業内容 |
|--|---|
| <p>6 横浜子育てサポートシステム事業</p> <p>予算額 56,906 千円</p> | <p>社会全体で子育て支援をしていくため、市民が会員として登録し、地域の中で市民同士が子どもを預け預かる子育て支援のシステムを実施します。</p> <p>利用しやすいシステムを目指し、平成 19 年度に 2 区（南・緑）で実施した事務局機能強化モデル事業について引き続き実施し、検証を行います。</p> <p>○会員数（平成 20 年 4 月 1 日現在） 5,560 人 （利用会員 4,203 人、提供会員 1,061 人、両方会員 296 人）</p> |
| <p>7 リフレッシュのための一時預かり事業</p> <p>予算額 5,000 千円</p> | <p>子育てに係る身体的、精神的負担の軽減を図るため、養育者のリフレッシュを主たる目的とした子どもの一時預かり事業を試行的に行い、事業を通じて利用ニーズや実施手法等の検証を行います。</p> <p>（1）実施場所 子どもミニデイサービスまーぶる （青葉区市ヶ尾町）</p> <p>（2）運営団体 特定非営利活動法人ワーカーズコレクティブパレット</p> |
| <p>8 子育て家庭応援事業</p> <p>予算額 5,000 千円</p> | <p>市内の企業や商店等が提供する商品の割引や授乳室の設置などの子育て応援のサービスをホームページ等で紹介するとともに、子育て家庭がこれらのサービスを利用するために必要な登録証をパソコンや携帯サイトからダウンロードできる仕組みをつくります。</p> <p>○実施時期 平成 20 年 10 月</p> |

《保育施策の推進》

| 事業名 | 事業内容 | | | | |
|--------------------------------------|--|-----------|-----------|----------------|-------|
| 1 保育所整備事業等 予算額 2,428,170千円 | 増加する入所申込に対応し、待機児童の解消を進めるために、保育所を整備します。 | | | | |
| 【待機児童数】 | | | | | |
| | 平成 17 年 | 平成 18 年 | 平成 19 年 | 平成 20 年 | |
| 待機児童数 | 643 人 | 353 人 | 576 人 | 707 人 | |
| 就学前児童数① | 200,022 人 | 198,183 人 | 196,763 人 | 195,898 人 | |
| 保育所定員数 | 29,888 人 | 32,994 人 | 33,944 人 | 35,582 人 | |
| 入所申込数② | 30,769 人 | 32,999 人 | 34,841 人 | 35,890 人 | |
| 入所申込率 (②/①) | 15.4% | 16.7% | 17.7% | 18.3% | |
| ※各年 4 月 1 日現在 | | | | | |
| 【整備内容】 | | | | | |
| 整備内容 | 整備手法 | 建設予定区 | 箇所数 | 定員増(人) | 開所予定 |
| 新設 905人 | 市有地無償貸付 | 鶴見区 | 1 | 120 | 21年4月 |
| | | 港南区 | 1 | 90 | |
| | | 旭区 | 1 | 90 | |
| | 民有地活用促進 | 神奈川区 | 1 | 60 | 22年4月 |
| | 法人所有地 | 北部方面 | 1 | 90 | |
| | 開発地区内 | 神奈川区 | (1) | (90) | |
| | 整備促進 | — | 5 | 275 | 21年4月 |
| 認定こども園 | — | 2 | 120 | | |
| 自主整備 | 港北区 | 1 | 60 | | |
| 小計 | | | 13 (1) | 905 (90) | |
| 増築 150人 | 市有地無償貸付 | 戸塚区 | 1 | 120 | 21年4月 |
| | | 市内 | 1 | 30 | |
| 小計 | | | 2 | 150 | |
| 老朽改築 20人 | 19年度からの継続分 | 磯子区 | 1 | 20 | 21年4月 |
| | 新規着手分 | — | (2) | (20) | 22年4月 |
| 小計 | | | 1 (2) | 20 (20) | |
| 合計 | | | 16 (3) | 1,075 (110) | |
| ※かっこの数字は平成22年4月開所予定のもので外数 | | | | | |

| 事業名 | 事業内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---------|---------|----|----|-----|----------------------|-------|-------|-------|---------------------|---------|---------|-------|----------------------|-------|-------|-------|----------------------|-------|-------|
| <p>2 保育所 運営事業</p> <p>予算額 50,522,995 千円</p> | <p>保育に欠ける乳児、幼児を保育する市立・民間保育所を運営します。 (平成20年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="416 324 1433 712"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市立</th> <th>民間</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設数</td> <td>106か所 (うち公設民営2か所)</td> <td>296か所</td> <td>402か所</td> </tr> <tr> <td>入所児童数</td> <td>9,025人 (公設民営を含む)</td> <td>27,374人</td> <td>36,399人</td> </tr> <tr> <td>長時間保育</td> <td>106か所 (うち公設民営2か所)</td> <td>295か所</td> <td>401か所</td> </tr> <tr> <td>障害児保育</td> <td>106か所 (うち公設民営2か所)</td> <td>238か所</td> <td>344か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 市立106か所のうち4か所は平成21年4月1日に民間移管予定</p> | 区分 | 市立 | 民間 | 合計 | 施設数 | 106か所 (うち公設民営2か所) | 296か所 | 402か所 | 入所児童数 | 9,025人 (公設民営を含む) | 27,374人 | 36,399人 | 長時間保育 | 106か所 (うち公設民営2か所) | 295か所 | 401か所 | 障害児保育 | 106か所 (うち公設民営2か所) | 238か所 | 344か所 |
| 区分 | 市立 | 民間 | 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設数 | 106か所 (うち公設民営2か所) | 296か所 | 402か所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 入所児童数 | 9,025人 (公設民営を含む) | 27,374人 | 36,399人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長時間保育 | 106か所 (うち公設民営2か所) | 295か所 | 401か所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 障害児保育 | 106か所 (うち公設民営2か所) | 238か所 | 344か所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>3 多様な保育 ニーズへの 対応</p> <p>予算額 786,541千円</p> | <p>多様な保育ニーズに対応するため、一時保育、休日保育、病児保育等を実施します。</p> <p>(1) 一時保育 市立38か所、民間176か所 (2) 休日保育 市立 4か所、民間 8か所 (3) 病児保育 10か所 (4) 病後児保育 5か所 (5) 24時間型緊急一時保育 2か所</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>4 横浜保育室 助成事業</p> <p>予算額 4,743,297 千円</p> | <p>本市独自の基準を満たす認可外保育施設のうち、地域状況等を踏まえて認定した「横浜保育室」に助成し、保育に欠ける3歳未満児の待機児童の解消と保護者負担の軽減を図ります。</p> <p>(1) 施設数 128か所 (2) 定員 4,123人 (3) 保育料 58,100円 (月額上限) *一定の所得以下の利用者について、保育料負担を10,000円軽減します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>5 家庭保育事業</p> <p>予算額 180,869 千円</p> | <p>保育に欠ける3歳未満児を家庭的な雰囲気の中で保育する、家庭保育事業を実施します。</p> <p>(1) 家庭保育福祉員数 39人 (2) 定員 149人 (3) 福祉員1人あたり定員 3人または5人</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

《幼児教育の推進》

| 事業名 | 事業内容 |
|--|--|
| 1 私立幼稚園 就園奨励補助事業 予算額 6,188,980 千円 | 私立幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担を軽減するため、園児の世帯の所得の状況に応じて、入園料・保育料の一部を補助します。 (1) 国基準補助単価の引き上げ 3%増 (2) 多子減免条件の緩和 小2(7歳児)→小3(8歳児) (3) 対象者数 約65,000人 |
| 2 預かり保育事業 予算額 552,523 千円 | 預かり保育(満3～5歳児)の運営費等を補助することにより、幼稚園の教育資源を活用した保育所待機児童の解消と多様な保育ニーズへの対応を図ります。 (1) 利用料 9,000円(園児1人/月額) (2) 認定園数 65園 (3) 対象者数 1,753人(月平均) |
| 3 障害児教育費補助事業 予算額 140,000 千円 | 私立幼稚園等に在園している障害児に対する教育が、障害の種類や程度に応じて適切に行われるようその経費の一部を補助します。 (1) 補助額 200千円(園児1人/年額) (2) 対象者数 700人 |
| 4 施設整備費補助事業 予算額 35,000 千円 | 県が指定する就園児人口増加地域(鶴見区、青葉区)において幼稚園を新築する場合や定員増を伴う改築、また、幼稚園の良好な教育環境を確保するため大規模修繕を行う場合の経費の一部を補助します。 (1) 補助額 新築・改築：工事費の1/3以内 (限度2,000万円) 修繕：300万円以上の修繕費の1/3以内 (限度150万円) (2) 対象園数 新築・改築：1園 修繕：10園 |
| 5 幼児教育研究・研修・ 交流事業 予算額 17,154 千円 | 幼児教育の充実や幼児・児童の健やかな成長を図るために、幼児教育及び幼・保・小を中心とする教育連携に関する研究、研修、交流事業を実施します。 ○幼・保・小教育連携推進地区事業(平成20年度は9区で実施) |

《経済的負担の軽減》

| 事業名 | 事業内容 |
|---|--|
| 1 児童手当支給事業 予算額 22,363,106 千円 | 家庭における生活の安定と児童の健全な育成を図るため、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している世帯に児童手当を支給します。 (1) 手当額 (所得制限あり) ア 3歳未満 月額10,000円 イ 3歳以上 第1子・第2子は 月額 5,000円 第3子以降は 月額10,000円 (2) 支給対象児童数 月平均見込み 約279,400人 |
| 2 児童扶養手当 支給事業 予算額 9,122,110 千円 | 父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童等を養育している世帯に児童扶養手当を支給します。 (1) 手当額 (所得制限あり) ア 全額支給 月額 41,720円 イ 一部支給 月額 41,710円から9,850円 ウ 第2子加算 月額 5,000円 エ 第3子加算 月額 3,000円 (2) 支給対象児童数 月平均見込み 約 29,300人 |

平成20年度少子社会関係事業の実施状況について

【健康福祉局】

少子化、核家族化など家族形態の変化や、地域のつながりの希薄化など、子どもと養育者を取り巻く環境は大きく変化しています。

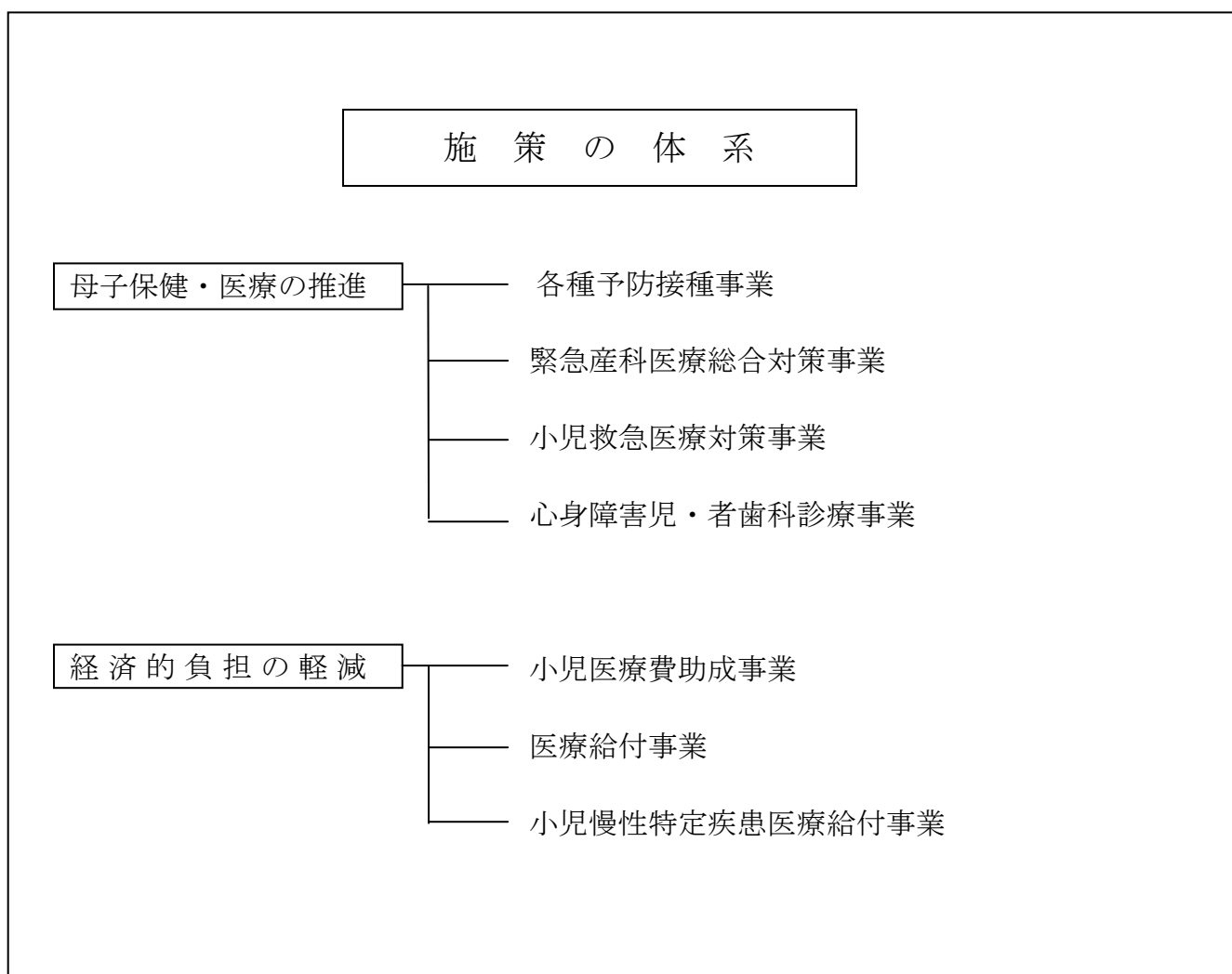
このような中で、安心して子どもを生子・育てることができる環境を確保することが求められています。

そこで、健康福祉局では、20年度の施策を「母子保健・医療の推進」と「経済的負担の軽減」の2つに整理し実施します。

「母子保健・医療の推進」では、乳幼児等の健康保持を図るために、各種予防接種事業の実施します。

また、安心して出産できる環境を確保するため、昨年度から実施している緊急産科医療対策の事業内容を拡充するとともに、周産期救急医療対策や、新たに実施する女性医師等人材確保対策も含めて、総合的に産科医療対策事業を実施します。

「経済的負担の軽減」では、小児医療費助成事業等を実施します。



《母子保健・医療の推進》

| 事業名 | 事業内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-----------|-------|----------|-----|-----------|---------|------------------------------------|-----------------|-----------|--------------------------|--------------|---------|------------------|--|---------|-----|--|------|-----|-------------------------------------|------|---------------------------------------|---|--------|------|-------------------------------------|--------|-------|-------|----------|-----|----------------|----------|
| <p>1 各種予防接種事業</p> <p>個別予防接種 【予算額】 1,898,708千円</p> <p>集団予防接種 【予算額】 66,686千円</p> | <p>(1) 個別予防接種</p> <p>BCG、三種混合・二種混合、麻しん、風しん、日本脳炎の予防接種を市内の協力医療機関で実施します。</p> <p>麻しん、風しん予防接種につきましては、平成18年4月から麻しん風しん混合ワクチンの2回接種が導入されていますが、小学3年生以上の方にも2回接種の機会を設けるため、5年間の時限措置として中学1年生及び高校3年生相当の方も定期接種の対象となりました。</p> <p>なお、平成20年1月以降の市内での麻しん患者の増加を受け、麻しん緊急対策として、麻しん予防接種を受けておらず、麻しんに罹患もしていない1歳～高校3年生相当年齢の方を対象に、平成21年3月31日まで市費負担による予防接種を実施します。</p> <table border="1" data-bbox="411 748 1401 1733"> <thead> <tr> <th>予防接種名</th> <th>接種対象者</th> <th>接種者数(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BCG</td> <td>生後6か月未満の者</td> <td>30,000人</td> </tr> <tr> <td>三種混合 〔ジフテリア〕 〔百日せき〕 〔破傷風〕</td> <td>生後3か月から90か月未満の者</td> <td>延116,000人</td> </tr> <tr> <td>二種混合 〔ジフテリア〕 〔破傷風〕</td> <td>11歳から13歳未満の者</td> <td>16,000人</td> </tr> <tr> <td>麻しん 風しん 混合</td> <td>I期：生後12か月から24か月に至るまでの間にある者 II期：5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者</td> <td>65,800人</td> </tr> <tr> <td>麻しん</td> <td></td> <td>540人</td> </tr> <tr> <td>風しん</td> <td>III期：中学1年生に相当する者 IV期：高校3年生に相当する者</td> <td>850人</td> </tr> <tr> <td>麻しん緊急対策 麻しん 風しん 混合 〈任意接種〉</td> <td>麻しん予防接種を受けておらず、麻しんに罹患もしていない1歳～高校3年生相当年齢の者(定期予防接種対象者を除く)</td> <td>9,500人</td> </tr> <tr> <td>日本脳炎</td> <td>I期：生後6か月～90か月未満の者 II期：9歳～13歳未満の者</td> <td>1,300人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 集団予防接種</p> <p>ポリオの予防接種を福祉保健センターで実施します。</p> <table border="1" data-bbox="411 1872 1401 1966"> <thead> <tr> <th>予防接種名</th> <th>接種対象者</th> <th>接種者数(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポリオ</td> <td>生後3か月～90か月未満の者</td> <td>延64,000人</td> </tr> </tbody> </table> | 予防接種名 | 接種対象者 | 接種者数(見込) | BCG | 生後6か月未満の者 | 30,000人 | 三種混合 〔ジフテリア〕 〔百日せき〕 〔破傷風〕 | 生後3か月から90か月未満の者 | 延116,000人 | 二種混合 〔ジフテリア〕 〔破傷風〕 | 11歳から13歳未満の者 | 16,000人 | 麻しん 風しん 混合 | I期：生後12か月から24か月に至るまでの間にある者 II期：5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者 | 65,800人 | 麻しん | | 540人 | 風しん | III期：中学1年生に相当する者 IV期：高校3年生に相当する者 | 850人 | 麻しん緊急対策 麻しん 風しん 混合 〈任意接種〉 | 麻しん予防接種を受けておらず、麻しんに罹患もしていない1歳～高校3年生相当年齢の者(定期予防接種対象者を除く) | 9,500人 | 日本脳炎 | I期：生後6か月～90か月未満の者 II期：9歳～13歳未満の者 | 1,300人 | 予防接種名 | 接種対象者 | 接種者数(見込) | ポリオ | 生後3か月～90か月未満の者 | 延64,000人 |
| 予防接種名 | 接種対象者 | 接種者数(見込) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| BCG | 生後6か月未満の者 | 30,000人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三種混合 〔ジフテリア〕 〔百日せき〕 〔破傷風〕 | 生後3か月から90か月未満の者 | 延116,000人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 二種混合 〔ジフテリア〕 〔破傷風〕 | 11歳から13歳未満の者 | 16,000人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 麻しん 風しん 混合 | I期：生後12か月から24か月に至るまでの間にある者 II期：5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者 | 65,800人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 麻しん | | 540人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 風しん | III期：中学1年生に相当する者 IV期：高校3年生に相当する者 | 850人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 麻しん緊急対策 麻しん 風しん 混合 〈任意接種〉 | 麻しん予防接種を受けておらず、麻しんに罹患もしていない1歳～高校3年生相当年齢の者(定期予防接種対象者を除く) | 9,500人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日本脳炎 | I期：生後6か月～90か月未満の者 II期：9歳～13歳未満の者 | 1,300人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 予防接種名 | 接種対象者 | 接種者数(見込) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ポリオ | 生後3か月～90か月未満の者 | 延64,000人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 事業名 | 事業内容 |
|--|--|
| <p>2 緊急産科医療総合対策事業</p> <p>【予算額】 183,164千円</p> | <p>(1) 女性医師等人材確保対策事業 女性医師等が働きやすい環境を確保することを目的とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 院内保育所整備費助成 院内保育所の整備を支援します。 ・ 24時間院内保育推進助成 24時間保育を実施する医療機関を支援します。 ・ ワークシェア推進助成 短時間勤務の医師を常勤として雇用する病院に対し、支援を行います。 <p>(2) 緊急産科医療対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ セミオープンシステム推進事業 健診は診療所で行い、出産は病院で行うというセミオープンシステムを推進するため、診療所と病院間の役割分担を促す取組を支援します。 ・ 助産師スキルアップ支援事業 助産師の技術向上や、潜在助産師の職場復帰のための研修を実施します。 ・ 助産所嘱託医療機関確保対策事業 助産所嘱託医療機関の円滑な確保を目的として、助産所と嘱託医療機関との連携を強化するための取組を支援します。 ・ 早期産後ケア促進事業 産科病床の有効活用のため、早期退院を実施する医療機関や産後ケアを行う訪問助産師に対し、助成を行います。 ・ 助産所等設置促進事業 院内助産の取組や助産所の開設を支援します。 <p>(3) 周産期救急医療対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周産期センター運営助成事業 ハイリスクの妊産婦、胎児及び新生児の診療を行う聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院の周産期センターに対し運営費の助成を行います。 〈周産期センターの概要〉 産科病床 33床 新生児病床 30床(うち新生児特定集中治療室9床) 19年度患者数 233人 ・ 周産期救急連携病院事業 母体、胎児及び新生児の二次救急患者の受入れの円滑化を図るため、二次救急病院と産婦人科診療所等との連携強化を図るほか、医師の確保経費の一部を助成します。 |

| 事業名 | 事業内容 |
|--|--|
| <p>3 小児救急医療対策事業</p> <p>【予算額】 253,000千円</p> | <p>(1) 小児救急拠点病院運営費助成 容態が急変しやすい小児救急患者に迅速、適切に対応するため、24時間・365日、専門の小児科医師による二次救急医療を提供する「小児救急拠点病院」に運営費の助成を行います。</p> <p>(2) 小児救急拠点病院機能強化対策 「小児救急拠点病院」に11人以上の小児科医師が確保できるよう引き続き支援を行うほか、20年度新たに小児科医師の臨床指導・研修等への支援を図り、拠点病院の機能強化を進めます。</p> <p>また、このほか、小児の急な発熱などで困ったとき、看護師が適切な対応方法をアドバイスする小児救急電話相談事業を引き続き実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小児救急拠点病院 7病院 (うち常勤小児科医11人以上の病院 ①9病院→②5病院(見込)) ・ 小児救急電話相談 平日 18時～24時／土曜日 13時～24時／休日 9時～24時 看護師2名体制で子どもの急病時の対応をアドバイス |
| <p>4 心身障害児・者の歯科診療事業</p> <p>【予算額】 6,100千円</p> | <p>心身障害児・者の歯の健康保持・増進を図るため、横浜市歯科保健医療センターと市内の指定協力医療機関において実施している、心身障害児・者の歯科診療事業に対し、助成を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市歯科保健医療センター 受診患者延数 5,020人 ・ 指定協力医療機関(209 医療機関) 受診患者延数 24,356人 |

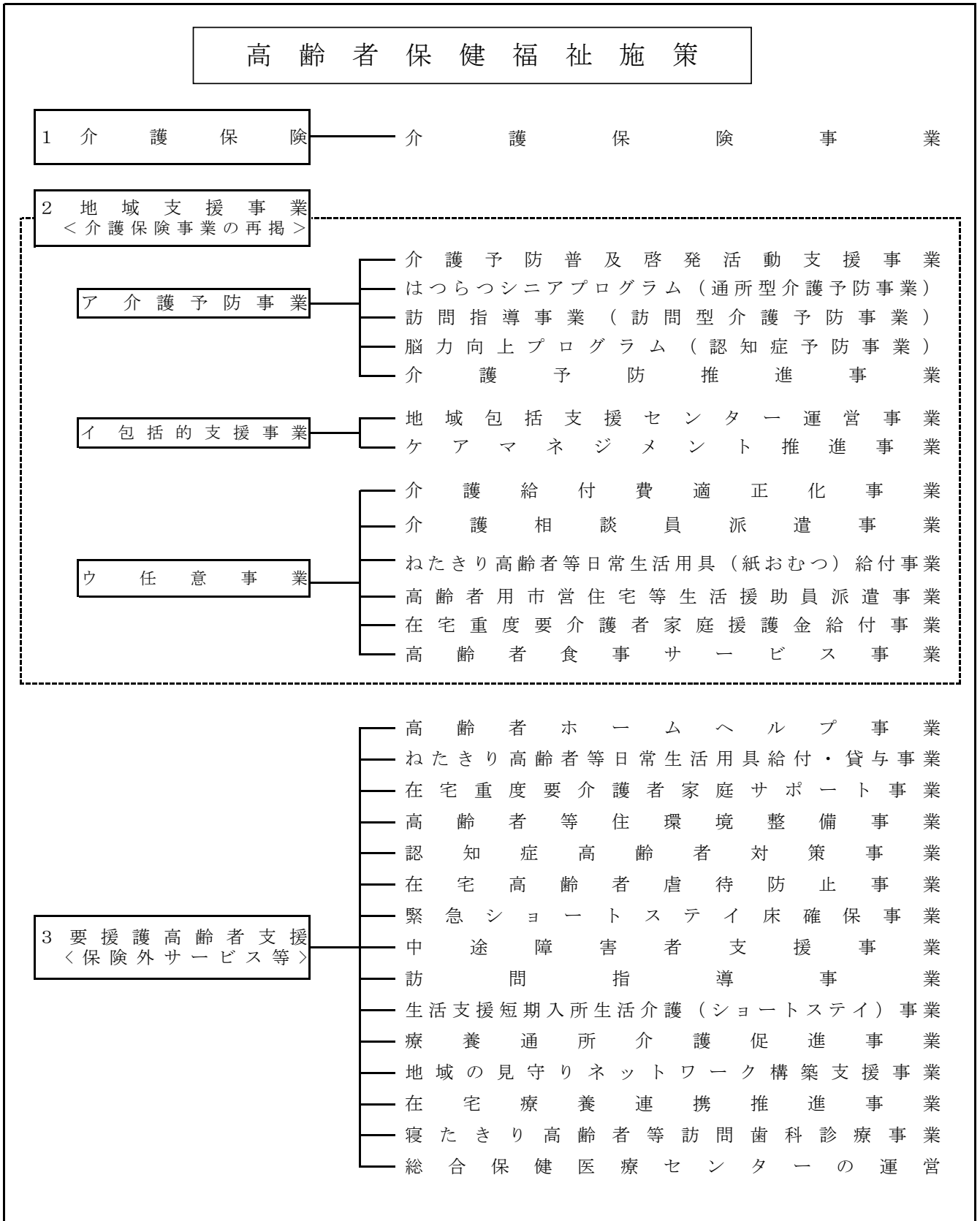
《経済的負担の軽減》

| 事業名 | 事業内容 |
|--|--|
| <p>1 小児医療費助成事業</p> <p>【予算額】 6,204,974千円</p> | <p>安心して子どもを育てる環境づくりのひとつとして、小児が医療機関で受診した場合に、保険診療の自己負担分の助成を行います。</p> <p>〈対象者〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0歳児 (所得制限なし) ・ 1歳児～小学校就学前 (所得制限あり) ・ 小学校入学～中学校卒業 (所得制限あり) <p>〈助成の範囲〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0歳児 入院・通院 ・ 1歳児～小学校就学前 入院・通院 ・ 小学校入学～中学校卒業 入院 <p>〈助成対象人員（医療証交付数）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0歳児～小学校就学前 184,511人（20年度予算） |
| <p>2 医療給付事業</p> <p>【予算額】 301,934千円</p> | <p>(1) 未熟児養育医療給付事業 入院治療が必要な未熟児を対象に診療費等を給付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付人員 1,060人（20年度予算） <p>(2) 身体障害児育成医療給付事業 身体に障害を有する児童、現存する疾患を放置すると障害を残すおそれのある児童及び先天性の内臓疾患を有する児童で確実な治療効果が期待できる方を対象に診療費等を給付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付人員 1,708人（20年度予算） |
| <p>3 小児慢性特定疾患医療給付事業</p> <p>【予算額】 514,956千円</p> | <p>小児がん、腎疾患、ぜんそく、慢性心疾患等の小児慢性特定疾患の患者に対して、診療費等を給付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付人員 3,000人（20年度予算） |

高齢化社会関係事業の現況等について【健康福祉局】

健康福祉局では、「第3期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が健康でいきいきと生活し、介護が必要になっても、その人にあったサービスを利用して自分らしく生活できる街の実現を基本目標として、施策の推進に取り組んでいます。

また、個人の主体的な健康づくりを支援する「健康横浜21」を推進し、成人・高齢者の健康づくりを進めます。



4 福祉施設等の整備

- 地域ケアプラザ整備・運営事業
- 特別養護老人ホーム整備事業等
- 介護老人保健施設整備事業
- 地域密着型サービス推進事業
- 認知症高齢者グループホーム運営事業等

5 健康づくりの推進

- 「健康横浜21」推進事業
- 健康増進事業
- C型肝炎ウイルス検査事業等
- がん検診事業
- 歯周疾患検診事業
- インフルエンザ予防接種事業

6 生きがい増進施策

- 老人クラブ助成事業
- 高齢者いきいき活動支援事業
- 敬老特別乗車証交付事業
- 高齢者スポーツ・体操等振興事業
- 高齢者保養研修施設ふれーゆ運営事業
- 高齢者のための優待施設利用促進事業

7 医療福祉等

- 後期高齢者医療事業等
- 老人保健医療事業等

8 地域福祉の推進

- 地域福祉計画推進事業
- 福祉保健活動拠点運営事業
- 横浜生活あんしんセンター運営事業
- 鉄道駅舎エレベーター等設置事業
- 高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業

介護保険制度関連事業の概要

介護
保険
事業
費
会
計

1 介護保険給付 162,424,379千円

在宅（居宅）サービス 83,580,108千円

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売
- ・住宅改修
- ・居宅介護支援

- ・介護予防訪問介護
- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護予防通所介護
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・特定介護予防福祉用具販売
- ・介護予防住宅改修
- ・介護予防支援

地域密着型サービス

12,608,536千円

- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
(認知症高齢者グループホーム)
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
(小規模特別養護老人ホーム)

- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護

予防給付 <要支援者対象>
7,756,760千円 (再掲)

施設サービス（介護保険3施設） 58,783,836千円

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

その他 7,451,899千円

- ・高額介護サービス費
- ・特定入所者介護サービス費 等

2 地域支援事業 4,305,614千円

介護予防事業 433,562千円

- ・介護予防普及啓発活動支援事業
- ・はつらつシニアプログラム
- ・訪問指導事業
- ・脳力向上プログラム
- ・介護予防推進事業

包括的支援事業 2,946,002千円

- ・地域包括支援センター運営事業
- ・ケアマネジメント推進事業

任意事業 926,050千円

- ・介護給付費適正化事業
- ・介護相談員派遣事業
- ・ねたきり高齢者等日常生活用具（紙おむつ）給付事業
- ・高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業
- ・在宅重度要介護者家庭援護金給付事業
- ・高齢者食事サービス事業 等

3 その他事務費 5,989,552千円

- ・保険運営費
- ・要介護認定等事務費
- ・職員人件費 等

4 介護保険外サービス 1,356,805千円

- ・高齢者ホームヘルプ事業
- ・在宅重度要介護者家庭サポート事業
- ・認知症高齢者対策事業
- ・緊急ショートステイ床確保事業
- ・訪問指導事業
- ・地域の見守りネットワーク構築支援事業 等
- ・ねたきり高齢者等日常生活用具給付・貸与事業（あんしん電話等）
- ・高齢者等住環境整備事業
- ・在宅高齢者虐待防止事業
- ・中途障害者支援事業
- ・療養通所介護促進事業

5 低所得者の利用者負担助成事業 97,092千円

- ・社会福祉法人による利用者負担助成
- ・在宅サービス利用者負担助成

一
般
会
計

《 1 介護保険 》

| 事業名 | 事業内容 |
|---|--|
| <p>1 介護保険事業</p> <p>予算額 172,719,545 千円</p> | <p>介護保険法、第3期介護保険事業計画等に基づき、被保険者の資格管理、要介護認定、保険料の徴収、保険給付等を行います。</p> <p>(1) 被保険者数（20年4月1日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号被保険者(65歳以上) 669,712人 ・第2号被保険者(40～64歳) 1,223,001人 <p>(2) 要介護認定</p> <p>各区で要介護・要支援認定を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定者数 104,536人（20年3月末） ・横浜市介護認定審査会 合議体数 128 <p>(3) 保険給付</p> <p>在宅サービス給付費、地域密着型サービス給付費、施設介護サービス給付費等の保険給付費を、居宅サービス事業者、介護保険施設等に支払います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険給付費 162,424,379千円（予算額） <ul style="list-style-type: none"> 在宅介護サービス給付費 83,580,108千円 地域密着型サービス給付費 12,608,536千円 施設介護サービス給付費 58,783,836千円 高額介護サービス給付費等 7,451,899千円 <p>○介護保険の利用者負担の軽減【予算額（一般会計）97,092千円】</p> <p>① 社会福祉法人による利用者負担助成</p> <p>社会福祉法人が、低所得者で特に生計が困難な方に対して、介護保険サービスの提供の際に利用者負担を軽減した場合に、法人が負担した金額の一部について助成を行います。</p> <p>② 在宅サービス利用者負担助成</p> <p>低所得で特に介護保険サービスの利用料の負担が困難な方に対し、訪問介護などの在宅サービスの利用者負担について一部助成し、10%の利用者負担を5%または3%等に軽減します。</p> |

| 事業名 | 事業内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|---|-------------------------------------|--------------------------|-----|------------|------|--------------|----------------------|-------------------|------|--------------|-------------------------------------|-------------------|------|----------------|--------------------------------|-------------------|------|-------------------|-------------------|--------------------------|------|------------|-----------------------|-------------------|------|----------------|----------------------------------|-------------------|------|--------------|----------------------------------|-------------------|------|--------------|---------------------------|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------------|--|------------|
| | <p>(4) 介護保険料（第1号保険料）</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3期(18～20年度)保険料基準月額(第4段階) 4,150円 8段階制の保険料設定 税制改正に伴う保険料負担増の激変緩和措置を引き続き実施 所得の低い方に対する保険料減免を実施 <p>所得段階別保険料（保険料上段は年額、下段（ ）は月額相当）</p> <table border="1" data-bbox="502 548 1460 1332"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>割合 ()は国標準</th> <th>対象者</th> <th>保険料 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>0.5 (0.5)</td> <td>生活保護受給者 老齢福祉年金受給者</td> <td>24,900 (2,075)</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>0.5 (0.5)</td> <td>本人、世帯とも市民税非課税者 (うち本人年金80万円以下等の者)</td> <td>24,900 (2,075)</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>0.65 (0.75)</td> <td>本人、世帯とも市民税非課税者 (うち第2段階を除く者)</td> <td>32,370 (2,698)</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>基準額 1.0</td> <td>本人市民税非課税、世帯市民税課税者</td> <td>49,800 (4,150)</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>1.1 (-)</td> <td>市民税課税者（合計所得金額150万円未満）</td> <td>54,780 (4,565)</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>1.25 (1.25)</td> <td>市民税課税者 (合計所得金額150万円以上250万円未満)</td> <td>62,250 (5,188)</td> </tr> <tr> <td>第7段階</td> <td>1.5 (1.5)</td> <td>市民税課税者 (合計所得金額250万円以上700万円未満)</td> <td>74,700 (6,225)</td> </tr> <tr> <td>第8段階</td> <td>2.0 (1.5)</td> <td>市民税課税者 (合計所得金額700万円以上)</td> <td>99,600 (8,300)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 介護保険運営協議会の開催等 横浜市介護保険条例に基づき、介護保険事業の運営状況等について審議するため、介護保険運営協議会を設置しています。 ・被保険者代表、学識経験者、医療・保健・福祉関係者20名で構成</p> <p>(6) 介護保険事業計画等の策定 介護保険の給付実績や19年度に実施した高齢者実態調査結果等を分析し、現行計画の評価を行うとともに、次期「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。</p> <div style="text-align: center;"> <table border="1" data-bbox="606 1787 1241 1832"> <tr> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="606 1861 922 1906"> <tr> <td>[現行：第3期計画]</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="817 1933 1241 1977"> <tr> <td></td> <td>[次期：第4期計画]</td> </tr> </table> <p>↑計画の見直し・検討・策定</p> </div> | 所得段階 | 割合 ()は国標準 | 対象者 | 保険料 (円) | 第1段階 | 0.5 (0.5) | 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 | 24,900 (2,075) | 第2段階 | 0.5 (0.5) | 本人、世帯とも市民税非課税者 (うち本人年金80万円以下等の者) | 24,900 (2,075) | 第3段階 | 0.65 (0.75) | 本人、世帯とも市民税非課税者 (うち第2段階を除く者) | 32,370 (2,698) | 第4段階 | 基準額 1.0 | 本人市民税非課税、世帯市民税課税者 | 49,800 (4,150) | 第5段階 | 1.1 (-) | 市民税課税者（合計所得金額150万円未満） | 54,780 (4,565) | 第6段階 | 1.25 (1.25) | 市民税課税者 (合計所得金額150万円以上250万円未満) | 62,250 (5,188) | 第7段階 | 1.5 (1.5) | 市民税課税者 (合計所得金額250万円以上700万円未満) | 74,700 (6,225) | 第8段階 | 2.0 (1.5) | 市民税課税者 (合計所得金額700万円以上) | 99,600 (8,300) | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | [現行：第3期計画] | | [次期：第4期計画] |
| 所得段階 | 割合 ()は国標準 | 対象者 | 保険料 (円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第1段階 | 0.5 (0.5) | 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 | 24,900 (2,075) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2段階 | 0.5 (0.5) | 本人、世帯とも市民税非課税者 (うち本人年金80万円以下等の者) | 24,900 (2,075) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3段階 | 0.65 (0.75) | 本人、世帯とも市民税非課税者 (うち第2段階を除く者) | 32,370 (2,698) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第4段階 | 基準額 1.0 | 本人市民税非課税、世帯市民税課税者 | 49,800 (4,150) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第5段階 | 1.1 (-) | 市民税課税者（合計所得金額150万円未満） | 54,780 (4,565) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第6段階 | 1.25 (1.25) | 市民税課税者 (合計所得金額150万円以上250万円未満) | 62,250 (5,188) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第7段階 | 1.5 (1.5) | 市民税課税者 (合計所得金額250万円以上700万円未満) | 74,700 (6,225) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第8段階 | 2.0 (1.5) | 市民税課税者 (合計所得金額700万円以上) | 99,600 (8,300) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [現行：第3期計画] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | [次期：第4期計画] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 事業名 | 事業内容 |
|-----|--|
| | <p>(7) 地域支援事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域支援事業費 4,305,614 千円 <p>ア 介護予防事業 介護予防普及啓発活動や、介護が必要となる可能性の高い高齢者を対象に、運動や口腔ケア・栄養改善などの通所型予防事業、訪問指導事業、認知症予防事業を実施します。</p> <p>イ 包括的支援事業 高齢者の総合的な相談、権利擁護、介護予防ケアプラン作成、ケアマネジャー育成支援やネットワーク構築等、さまざまな支援を行うため、地域包括支援センターの運営等の包括的支援事業を実施します。</p> <p>ウ 任意事業 利用者等の不安や疑問の解消を図るため、「介護相談員」を介護保険施設等に派遣します。また、保険給付の適正化を図るため、事業者に対する指導を行うなど、任意事業を実施します。</p> |

《2 地域支援事業（ア 介護予防事業）》

| 事業名 | 事業内容 |
|--|--|
| <p>1 介護予防普及啓発活動支援事業</p> <p>予算額 38,390 千円</p> | <p>介護予防に関する意識を啓発し、高齢者自らが日常生活の中で身体状況に応じた介護予防活動を実践するきっかけづくりを行います。</p> <p>(1) 介護予防普及啓発活動 2,070 回/年 (2) 介護予防講座 702 回/年 (3) リーフレット、手帳等の作成 (4) 地域介護予防活動支援 420 回/年</p> |
| <p>2 はつらつシニアプログラム（通所型介護予防事業）</p> <p>予算額 105,275 千円</p> | <p>特定高齢者を対象に、運動プログラム、口腔ケア・栄養改善プログラムを提供することにより要介護状態になることの予防を図り、自立した生活を目指します（72 コース）。</p> <p>(1) 運動プログラム (2) 口腔ケア・栄養改善プログラム</p> |
| <p>3 訪問指導事業（訪問型介護予防事業）</p> <p>予算額 32,833 千円</p> | <p>特定高齢者を対象に、介護予防の観点から、保健師等が家庭を訪問し、自立を支援するために必要な指導を行い、心身の機能低下の予防と健康の保持増進を図ります。</p> <p>年間延べ訪問予定回数 6,888 回/年</p> |
| <p>4 脳力向上プログラム（認知症予防事業）</p> <p>予算額 43,193 千円</p> | <p>認知症予防に関心のある 65 歳以上の一般高齢者を対象に、認知症予防プログラムを提供し、認知機能の維持・向上に必要な基本的な知識・技術を習得することにより、認知症予防を図ります。（36 コース）</p> <p>・認知症予防プログラム</p> |
| <p>5 介護予防推進事業</p> <p>予算額 213,871 千円</p> | <p>介護予防事業を適正かつ効果的に実施するため、特定高齢者の把握、特定高齢者を決定するための医師による生活機能評価、介護予防施策の評価を行います。</p> |

《 2 地域支援事業（イ 包括的支援事業） 》

| 事業名 | 事業内容 |
|---|---|
| <p>1 地域包括支援センター運営事業</p> <p>予算額 2,939,416 千円</p> | <p>総合相談・支援や介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を担う地域包括支援センターを運営します。</p> <p>(1) 設置状況 119 か所（20年3月31日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケアプラザ及び一部の特別養護老人ホームに設置 ・保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）を配置 <p>(2) 年度末整備数 121 か所</p> |
| <p>2 ケアマネジメント推進事業</p> <p>予算額 6,586 千円</p> | <p>研修の開催や事例集の作成等により、ケアマネジャーや地域包括支援センター職員の支援体制の充実を図ります。</p> |

《2 地域支援事業（ウ 任意事業）》

| 事業名 | 事業内容 |
|---|--|
| <p>1 介護給付費適正化事業</p> <p>予算額 32,079 千円</p> | <p>サービス利用者に給付費通知を送付するとともに、事業者指導を強化し、不適正請求を防止します。</p> |
| <p>2 介護相談員派遣事業</p> <p>予算額 21,647 千円</p> | <p>介護サービスの質的向上を図るため、介護サービス提供の場に介護相談員を派遣します。</p> |
| <p>3 ねたきり高齢者等日常生活用具（紙おむつ）給付事業</p> <p>予算額 248,671 千円</p> | <p>おおむね 65 歳以上のねたきり高齢者等に、紙おむつを給付します。</p> <p>給付予定数（紙おむつ） 延べ 34,425 月（約 2,600 人／月）</p> |
| <p>4 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業</p> <p>予算額 383,770 千円</p> | <p>高齢者向け市営住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅入居者の在宅生活を支援するため、生活援助員を派遣し、生活相談、安否確認などのサービスを提供します。また、緊急通報システムを設置し、緊急時の対応を確保します。</p> <p>対象住宅予定戸数 4,973 戸</p> |
| <p>5 在宅重度要介護者家庭援護金給付事業</p> <p>予算額 4,953 千円</p> | <p>市内に居住し、要介護 4 又は 5 に認定された方と同居して介護する家庭介護者で、一定要件を満たす方に対し、援護金を支給します。</p> <p>(1) 支給額 年額 10 万円 (2) 支給予定人数 42 人</p> |
| <p>6 高齢者食事サービス事業</p> <p>予算額 221,126 千円</p> | <p>ひとり暮らしの要援護高齢者等で、必要と認められた方に、訪問により栄養バランスのとれた食事を提供し、あわせて日常の安否確認を行います。</p> <p>(1) 利用回数 週 5 日以内、1 日 1 食 (2) 予定食数 延べ 686,000 食／年（約 3,000 人／月）</p> |

《 3 介護保険外サービス等 》

| 事業名 | 事業内容 |
|--|---|
| <p>1 高齢者ホームヘルプ事業</p> <p>予算額 388,727 千円</p> | <p>(1) 在宅生活支援ホームヘルプ事業 371,392 千円 (予算額) 重度の要介護者で、ひとり暮らし等のため、介護保険のホームヘルプサービスだけでは在宅生活の継続が困難な方に、ホームヘルパーを派遣し、身体介護、生活援助等のサービスを提供します。 また 20 年度からは、医療ニーズが高く、訪問看護等を利用している対象者の利用について、要件緩和を実施します。</p> <p>利用予定 106,943 時間/年、306 人/月</p> <p>(2) 自立支援ホームヘルプ事業 11,007 千円 (予算額) 介護保険の給付対象とならない高齢者のうち、日常生活に支障のあるひとり暮らしの方などにホームヘルパーを派遣し、生活援助を中心としたサービスを提供します。</p> <p>利用予定 6,018 時間/年、53 人/月</p> |
| <p>2 ねたきり高齢者等日常生活用具給付・貸与事業</p> <p>予算額 113,366 千円</p> | <p>おおむね 65 歳以上のねたきり高齢者等に、介護に必要な日常生活用具を給付・貸与します。</p> <p>対象品目 シルバーカー、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、あんしん電話</p> |
| <p>3 在宅重度要介護者家庭サポート事業</p> <p>予算額 16,196 千円</p> | <p>単身の在宅重度要介護者あるいは重度の要介護者がいる高齢夫婦世帯などに対し、生活支援スタッフを派遣し、介護保険の訪問介護の対象とならない日常生活上必要なサービスを提供します。</p> <p>対象予定世帯数 32 世帯</p> |
| <p>4 高齢者等住環境整備事業</p> <p>予算額 72,654 千円</p> | <p>要支援以上の要介護認定を受けた方に、身体状況に合わせた住宅改造の相談・助言や改造費の助成を行います。</p> <p>(1) 助成基準上限 100 万円 (2) 助成予定件数 125 件/年</p> |

| 事業名 | 事業内容 |
|--|--|
| 5 認知症高齢者 対策事業 予算額 32,816 千円 | 認知症高齢者が症状の悪化等で在宅生活が困難になった場合の緊急相談と、専門医療機関での緊急一時入院を行います。徘徊認知症高齢者の早期発見のために、区ごとに関係機関連絡会を設置するほか、徘徊認知症高齢者を特別養護老人ホーム等で一時保護を行います。 また、新たに介護サービス事業者等に対し、若年性認知症に関する研修を実施します。 |
| 6 在宅高齢者 虐待防止事業 予算額 23,329 千円 | 在宅高齢者への虐待防止の普及啓発のほか、早期発見・早期対応のための相談・支援及び養護者への支援を行います。 また、ベッドを2床確保し、夜間・休日を含め、高齢者の緊急時の受入れを行います。 |
| 7 緊急ショート ステイ床確保 事業 予算額 22,167 千円 | 介護保険のショートステイ利用対象者が、介護者の急病等により介護が不能となり、緊急にショートステイを利用したい場合の受入れ枠を確保する施設に対し事業費を補助します。 受入れ確保枠 ショートステイセンター等（短期入所生活介護） 8 床 介護老人保健施設（短期入所療養介護） 4 床 |
| 8 中途障害者 支援事業 予算額 414,071 千円 | おおむね 40 歳から 64 歳までの脳血管疾患の後遺症等による中途障害者に対して、 (1) 地域での社会参加と自立支援のため、日常生活訓練等を行う中途障害者地域活動センターに対して運営費等を補助します。 補助か所数 18 か所 (2) 中途障害者の理解を深めるための普及啓発やサービス利用を支援することにより社会参加の促進及び生活の質の向上を図ることを目的として、関係機関との連絡会・研修会を実施します。 |
| 9 訪問指導事業 予算額 131,334 千円 | 療養上の保健指導が必要な者及びその家族に対して、保健師等が訪問し、介護を要する状態に陥ることを予防するために、その家庭環境や生活環境に応じた保健指導を行います。 年間延べ訪問予定回数 19,146 回／年 |

| 事業名 | 事業内容 |
|--|--|
| <p>10 生活支援短期入所生活介護（ショートステイ）事業</p> <p>予算額 2,587 千円</p> | <p>要介護に認定されていないひとり暮らしなどの高齢者が、体調が不良な状態になった場合等に、養護老人ホーム等に一時的に入所し、生活習慣などの指導や、体調の回復を図るサービスを提供します。</p> <p>(1) 年間予定日数 延べ 520 日／年 (2) 実施施設 養護老人ホーム等</p> |
| <p>11 療養通所介護促進事業</p> <p>予算額 10,500 千円</p> | <p>療養通所介護事業を開始する事業所に対し、設備費等の助成を行います。また、事業所開設後の利用者の重症化への対応として、必要な設備費等の助成を行います。</p> <p>新規 3 か所、事業拡充 1 か所</p> |
| <p>12 地域の見守りネットワーク構築支援事業</p> <p>予算額 11,000 千円</p> | <p>高齢者の孤立死防止等に資するため、地域住民及び地縁的団体、NPO・ボランティア団体、地域包括支援センター等による見守りネットワーク構築を支援します。</p> <p>6区で実施</p> |
| <p>13 在宅療養連携推進事業</p> <p>予算額 3,146 千円</p> | <p>在宅療養環境の充実について検討を行うため、医療関係者・福祉関係者等による検討会の設置、在宅療養連携モデル事業、医療関係者等を対象とした研修会等を行います。</p> |
| <p>14 ねたきり高齢者等訪問歯科診療事業</p> <p>予算額 歯科保健医療推進事業費 98,143 千円の中で実施</p> | <p>歯科診療所への通院が困難な在宅の寝たきり高齢者等を対象に、横浜市歯科医師会と連携し、訪問歯科診療を実施します。</p> <p>訪問診療予定回数 150回</p> |

| 事業名 | 事業内容 |
|---|--|
| 15 総合保健医療センターの運営 予算額 778,337 千円 | 寝たきりや認知症高齢者等の在宅生活、こころの病をかかえる方の社会復帰を支援するためのサービスを提供する「総合保健医療センター」を運営します。 |

《 4 福祉施設等の整備 》

| 事業名 | 事業内容 |
|---|---|
| <p>1 地域ケアプラザ整備・運営事業</p> <p>予算額 3,587,441 千円</p> | <p>地域包括支援センター及び地域活動交流の機能を担う地域ケアプラザの整備・運営を行います。</p> <p>19 年度設計開始分から整備方針を見直し、地域活動交流機能を強化するとともに福祉保健サービス部門（デイサービス等）の整備を原則廃止します。このことにより、新規整備着手か所数の増及び整備期間の短縮を図り、整備を促進します。</p> <p>(1) 設置状況 109 か所 (20 年 3 月 31 日現在)</p> <p>(2) 整備予定数 (20 年度)</p> <p>建設等 8 か所</p> <p>設計 10 か所</p> <p>(3) 年度末整備数 115 か所</p> |
| <p>2 特別養護老人ホーム整備事業等</p> <p>予算額 6,336,583 千円</p> | <p>(1) 特別養護老人ホーム整備事業</p> <p>常に介護を必要とし、在宅で介護を受けることが難しい高齢者（原則として 65 歳以上）が入所する特別養護老人ホームを整備します。</p> <p>ア 設置状況 (20 年 3 月 31 日現在)</p> <p>施設数 103 か所 定員 9,937 人</p> <p>イ 整備予定数 (20 年度)</p> <p>建設 継続 14 か所(うち増築 2 か所) 定員 1,292 人</p> <p>新規 11 か所(うち増築 2 か所) 定員 1,114 人</p> <p>ウ 年度末整備数</p> <p>施設数 121 か所 定員 11,562 人 (繰越分 6 施設 333 人を含む)</p> <p>(2) 福祉人材緊急確保事業</p> <p>特別養護老人ホームの介護職員の処遇改善に充てるための経費を助成するほか、施設職員の研修参加費用などの経費を助成し、キャリアアップを支援します。</p> <p>ア 特別養護老人ホーム処遇改善事業</p> <p>施設職員の処遇改善等に充てる経費を助成します。</p> <p>イ 施設職員等キャリアアップ支援事業</p> <p>職員の研修参加費用及び研修参加に伴う代替職員の雇用経費を助成します。</p> <p>ウ 介護職場イメージアップ事業</p> <p>介護職場のイメージアップのための PR を実施します。</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>(3) 海外からの介護福祉人材就労支援事業 E P A（経済連携協定）に基づき来日するインドネシア人介護福祉人材が、円滑に就労・研修ができるよう受入施設への助成等の支援を行います。</p> <p>ア 受入施設 市内特別養護老人ホーム 10 か所 (1施設3名程度)</p> |
| <p>3 介護老人保健施設整備事業</p> <p>予算額 1,390,445 千円</p> | <p>リハビリテーションや日常生活訓練を通して、要介護高齢者の自立と家庭復帰、さらには在宅での療養生活を支援する介護老人保健施設を整備します。</p> <p>(1) 設置状況（20年3月31日現在） 施設数 70 か所 定員 8,369 人</p> <p>(2) 整備予定数（20年度） 継続 5 か所 定員 710 人</p> <p>(3) 年度末整備数 施設数 81 か所 定員 9,689 人 (繰越分6か所610人を含む)</p> |
| <p>4 地域密着型サービス推進事業</p> <p>予算額 366,218 千円</p> | <p>国の交付金を活用し、民間事業者の施設の整備等に対して助成するほか、小規模多機能型居宅介護事業所整備促進事業においては、市費で開設初年度の運営費補助を行います。</p> <p>(1) 小規模多機能型居宅介護事業所整備促進事業</p> <p>ア 設置状況（20年3月31日現在） 施設数 27 か所</p> <p>イ 整備予定数（20年度） 新規 27 か所</p> <p>ウ 年度末整備数 施設数 54 か所</p> <p>(2) 認知症高齢者グループホーム整備事業</p> <p>ア 設置状況（20年3月31日現在） 施設数 251 か所</p> <p>イ 整備予定数（20年度） 新規 31 か所</p> <p>ウ 年度末整備数 施設数 282 か所</p> |

| 事業名 | 事業内容 |
|--|---|
| 5 認知症高齢者グループホーム運営事業等 予算額 22,078 千円 | <p>(1) 認知症高齢者グループホーム運営事業 認知症高齢者が小規模で家庭的な雰囲気の中で共同生活を送る、高齢者グループホーム運営のために、研修会等を行います。</p> <p>認知症予防・介護事業、発表会開催事業、現場研修事業、講習会等</p> <p>(2) 認知症高齢者グループホーム重度化対応助成事業 認知症の進行等により、一定割合以上の重度者を継続的に受け入れているグループホームの運営支援として助成します。</p> <p>助成数 25 事業所 助成額 1 事業所に対して 60 万円／年</p> |

《5 健康づくりの推進》

| 事業名 | 事業内容 |
|---|---|
| <p>1 「健康横浜21」推進事業</p> <p>予算額 43,997 千円</p> | <p>市民の健康づくり計画である「健康横浜21」を推進するために、健康づくり活動に関する普及・啓発や生活習慣病予防のための事業を行います。</p> <p>(1) 「健康横浜21推進会議」の開催 3回 (2) 重点取組3分野（①食習慣の改善、②身体活動・運動の定着、③禁煙・分煙の推進）の推進事業実施 (3) 「健康横浜21」の進捗状況調査実施</p> |
| <p>2 健康増進事業</p> <p>予算額 19,208 千円</p> | <p>生涯にわたる健康づくりや生活習慣病予防を支援するため、一人ひとりにあった健康相談や訪問指導を行います。</p> <p>生活習慣改善相談 開催予定 864回 訪問指導 実施予定 2,600件 健康手帳の交付 20,000冊（40歳以上）</p> |
| <p>3 C型肝炎ウイルス検査事業等</p> <p>予算額 (緊急肝炎ウイルス検査を含む) 18,752 千円</p> | <p>肝硬変や肝がんに行進する可能性が高い、ウイルス性肝炎を早期発見、早期治療するため、B・C型肝炎ウイルス検査を医療機関に委託して実施します。</p> <p>なお、21年3月までは、緊急肝炎ウイルス検査事業として無料の検査を実施します。</p> |

| 事業名 | 事業内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|----------|-------|--------|---|----------|--------------|---------|-------|--------------|---------|--------|----------------|---------|-------|----------------|---------|--------|--------------|---------|-------|----------------|---------|---|--|----------|
| <p>4 がん検診事業</p> <p>予算額 1,679,778 千円</p> | <p>がんの早期発見、早期治療を促進するため、各種のがん検診を、実施医療機関、福祉保健センター及びがん検診センターで実施します。</p> <p>なお、肺がん検診については、個別医療機関でモデル事業に取り組むとともに、子宮がん、乳がん検診については、40歳、45歳及び50歳になる女性を対象に個別通知による受診勧奨を行うなど、受診者数の増加を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="507 573 1414 925"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象</th> <th>実施予定人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胃がん検診</td> <td>40歳以上（1年に1回）</td> <td>50,500人</td> </tr> <tr> <td>肺がん検診</td> <td>40歳以上（1年に1回）</td> <td>15,770人</td> </tr> <tr> <td>子宮がん検診</td> <td>20歳以上女性（2年に1回）</td> <td>71,600人</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診</td> <td>40歳以上女性（2年に1回）</td> <td>29,100人</td> </tr> <tr> <td>大腸がん検診</td> <td>40歳以上（1年に1回）</td> <td>93,500人</td> </tr> <tr> <td>PSA検査</td> <td>50歳以上男性（1年に1回）</td> <td>34,100人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>294,570人</td> </tr> </tbody> </table> | | 区分 | 対象 | 実施予定人員 | 胃がん検診 | 40歳以上（1年に1回） | 50,500人 | 肺がん検診 | 40歳以上（1年に1回） | 15,770人 | 子宮がん検診 | 20歳以上女性（2年に1回） | 71,600人 | 乳がん検診 | 40歳以上女性（2年に1回） | 29,100人 | 大腸がん検診 | 40歳以上（1年に1回） | 93,500人 | PSA検査 | 50歳以上男性（1年に1回） | 34,100人 | 計 | | 294,570人 |
| 区分 | 対象 | 実施予定人員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 胃がん検診 | 40歳以上（1年に1回） | 50,500人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 肺がん検診 | 40歳以上（1年に1回） | 15,770人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 子宮がん検診 | 20歳以上女性（2年に1回） | 71,600人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 乳がん検診 | 40歳以上女性（2年に1回） | 29,100人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大腸がん検診 | 40歳以上（1年に1回） | 93,500人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| PSA検査 | 50歳以上男性（1年に1回） | 34,100人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | 294,570人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>5 歯周疾患検診事業</p> <p>予算額 3,239 千円</p> | <p>歯周疾患予防のため、満40歳、50歳、60歳及び70歳の市民に対し、節目検診を医療機関で実施します。</p> <p>実施予定人員 約620人</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>6 インフルエンザ予防接種事業</p> <p>予算額 755,268 千円</p> | <p>高齢者のインフルエンザり患による肺炎併発や死亡の抑止を目的として、市内の協力医療機関においてインフルエンザ予防接種を実施します。</p> <table border="1" data-bbox="454 1512 1465 1848"> <thead> <tr> <th>接種対象者</th> <th>接種予定者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①65歳以上の者 ②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者</td> <td>289,006人</td> </tr> </tbody> </table> | | 接種対象者 | 接種予定者数 | ①65歳以上の者 ②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者 | 289,006人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 接種対象者 | 接種予定者数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①65歳以上の者 ②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者 | 289,006人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

《 6 生きがい増進施策 》

| 事業名 | 事業内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|----------|-----|---------|------------|---------|-----|--------------------|--|--------|---------|-------------|------------------|---------|--------------------------|---------|------------------|----------|
| <p>1 老人クラブ助成事業</p> <p>予算額 105,408 千円</p> | <p>高齢者の自主的活動を支援し、社会参加の促進を図るため、老人クラブに対し助成を行います。</p> <p>(1) 会員数 123,281 人 (20 年 4 月 1 日現在) (2) クラブ数 1,809 クラブ (20 年 4 月 1 日現在) (3) 単位クラブ助成額 会員 100 人以下 月額 4,500 円 会員 101 人以上 月額 6,300 円</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2 高齢者いきいき活動支援事業</p> <p>予算額 117,557 千円</p> | <p>(1) 高齢者の生きがい社会参加活動事業 地域の高齢者を対象とした「健康・友愛・奉仕」活動を実施する老人クラブ会員を中心としたグループ活動を支援します。</p> <p>(2) 高齢者の仲間づくり支援事業 高齢者の地域生活を豊かにし、地域づくりに寄与する高齢者の自主的なグループ活動の結成と活性化を支援します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>3 敬老特別乗車証交付事業</p> <p>予算額 9,917,823 千円</p> | <p>高齢者の社会参加を支援するため敬老特別乗車証を交付します。利用者負担額については、今後の事業費の増加を踏まえ、見直しを行うとともに、負担区分を増やします。 また、ICカード導入の検討を進めます。</p> <p>(1) 交付対象者 市内に居住している 70 歳以上の交付を希望される方 積算人員 318,194 人</p> <p>(2) 利用可能な交通機関 市営バス、市内を運行する民営バス、市営地下鉄、金沢シーサイドライン</p> <p><負担区分></p> <table border="1" data-bbox="472 1619 1455 1939"> <thead> <tr> <th>課税の状況</th> <th>状 況</th> <th>負担額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市民税が非課税である</td> <td>生活保護受給者</td> <td>無料※</td> </tr> <tr> <td>世帯全員が非課税の老齢福祉年金受給者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記以外の方</td> <td>3,200 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市民税が課税されている</td> <td>合計所得金額が 250 万円未満</td> <td>6,500 円</td> </tr> <tr> <td>合計所得金額 250 万円以上 700 万円未満</td> <td>8,000 円</td> </tr> <tr> <td>合計所得金額が 700 万円以上</td> <td>19,500 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※身体障害者手帳 1～4 級所持者、被爆者健康手帳所持者、戦傷病者手帳所持者等は市民税課税、非課税に関わらず無料</p> | 課税の状況 | 状 況 | 負担額(年額) | 市民税が非課税である | 生活保護受給者 | 無料※ | 世帯全員が非課税の老齢福祉年金受給者 | | 上記以外の方 | 3,200 円 | 市民税が課税されている | 合計所得金額が 250 万円未満 | 6,500 円 | 合計所得金額 250 万円以上 700 万円未満 | 8,000 円 | 合計所得金額が 700 万円以上 | 19,500 円 |
| 課税の状況 | 状 況 | 負担額(年額) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市民税が非課税である | 生活保護受給者 | 無料※ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 世帯全員が非課税の老齢福祉年金受給者 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 上記以外の方 | 3,200 円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市民税が課税されている | 合計所得金額が 250 万円未満 | 6,500 円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 合計所得金額 250 万円以上 700 万円未満 | 8,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 合計所得金額が 700 万円以上 | 19,500 円 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 事業名 | 事業内容 | | | | | | |
|---|--|------------|-------|----------------------|---------|-----------------------------|------|
| <p>4 高齢者スポーツ・体操等振興事業</p> <p>予算額 7,257 千円</p> | <p>高齢者に適した、楽しめるスポーツ・体操及びレクリエーション等の普及や振興を図り、身体機能の低下防止及び連帯意識の高揚を図ります。</p> <p>参加予定人員等</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 健康増進体操</td> <td>500 人</td> </tr> <tr> <td>(2) 地域健康体操レクリエーション教室</td> <td>6,000 回</td> </tr> <tr> <td>(3) 指導者養成（体操、レクリエーション、介護予防）</td> <td>25 人</td> </tr> </table> | (1) 健康増進体操 | 500 人 | (2) 地域健康体操レクリエーション教室 | 6,000 回 | (3) 指導者養成（体操、レクリエーション、介護予防） | 25 人 |
| (1) 健康増進体操 | 500 人 | | | | | | |
| (2) 地域健康体操レクリエーション教室 | 6,000 回 | | | | | | |
| (3) 指導者養成（体操、レクリエーション、介護予防） | 25 人 | | | | | | |
| <p>5 高齢者保養研修施設ふれーゆ運営事業</p> <p>予算額 80,902 千円</p> | <p>高齢者の社会参加や世代間交流を促進するため、「健康づくり・研修・保養」等の機能を有する施設を運営し、はつらつとしたシルバーエイジの実現を支援します。</p> <p>施設内容 プール・大浴場・温室等</p> | | | | | | |
| <p>6 高齢者のための優待施設利用促進事業</p> <p>予算額 21,600 千円</p> | <p>高齢者の社会参加の促進と高齢者に敬意を払う社会の醸成を目的として、文化施設をはじめとする優待対象施設を確保し、優待証を交付します。</p> | | | | | | |

《 7 医療福祉等 》

| 事業名 | 事業内容 |
|---|---|
| <p>1 後期高齢者医療事業</p> <p>予算額 48,723,234 千円</p> | <p>神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」）と市町村が連携しながら制度の運営を行います。</p> <p>被保険者の資格管理・保険給付・保険料の賦課等は広域連合で行い、保険料の徴収・被保険者証の交付や窓口での相談業務等は市町村で行います。</p> <p>被保険者数 299,960 人 保険料率 均等割額 39,860 円 所得割率 7.45%</p> |
| <p>2 老人保健医療事業</p> <p>予算額 27,027,532 千円</p> | <p>20 年度から後期高齢者医療制度が始まったことに伴い、老人保健制度は 19 年度で終了しました。</p> <p>本年度は、20 年 3 月以前の診療分で請求があったものについて給付を行います。</p> |

《 8 地域福祉の推進 》

| 事業名 | 事業内容 |
|---|---|
| <p>1 地域福祉計画 推進事業</p> <p>予算額 12,066 千円</p> | <p>地域社会全体で福祉・保健などの生活課題に取り組み、支えあう仕組みづくりを進めます。</p> <p>(1) 市計画の推進</p> <p>ア 第2期市計画の策定〈新規〉 地域福祉の一層の推進を図るため、市民、学識者、関係団体の代表などからなる策定委員会を開催し、第2期横浜市地域福祉計画（21年度～25年度）を策定します。</p> <p>イ よこはま福祉・保健カレッジ事業 大学・専門学校など講座実施機関のネットワークにより、福祉保健人材の育成を図ります。</p> <p>(2) 区計画の推進</p> <p>ア 地域福祉コーディネーターの養成 公的機関等のコーディネーターを養成します。</p> <p>イ テーマ型・地縁型活動の協働促進モデル事業 地域福祉を推進する協働促進モデル事業を試行し、区の地域福祉計画を推進します。</p> |
| <p>2 福祉保健活動 拠点運営事業</p> <p>予算額 443,813 千円</p> | <p>地域における市民の自主的な福祉活動、保健活動などのための場を提供します。</p> <p>設置状況(20年3月31日現在) 設置数 18か所(1区1か所設置)</p> |
| <p>3 横浜生活あん しんセンター 運営事業</p> <p>予算額 180,533 千円</p> | <p>判断能力が不十分な高齢者や障害者等に対し、権利擁護に関わる相談や日常生活の支援を行います。</p> <p>(1) 対象者 本市在住の高齢者、知的障害者、精神障害者及び身体障害者等</p> <p>(2) 業務内容</p> <p>ア 相談調整（一般相談・専門相談）</p> <p>イ 定期訪問・金銭管理サービス</p> <p>ウ 財産関係書類等預かりサービス</p> <p>エ 法定後見業務・任意後見業務</p> <p>オ 広報・啓発、研修</p> <p>※ イ、ウは契約等に基づき実施・有料</p> |

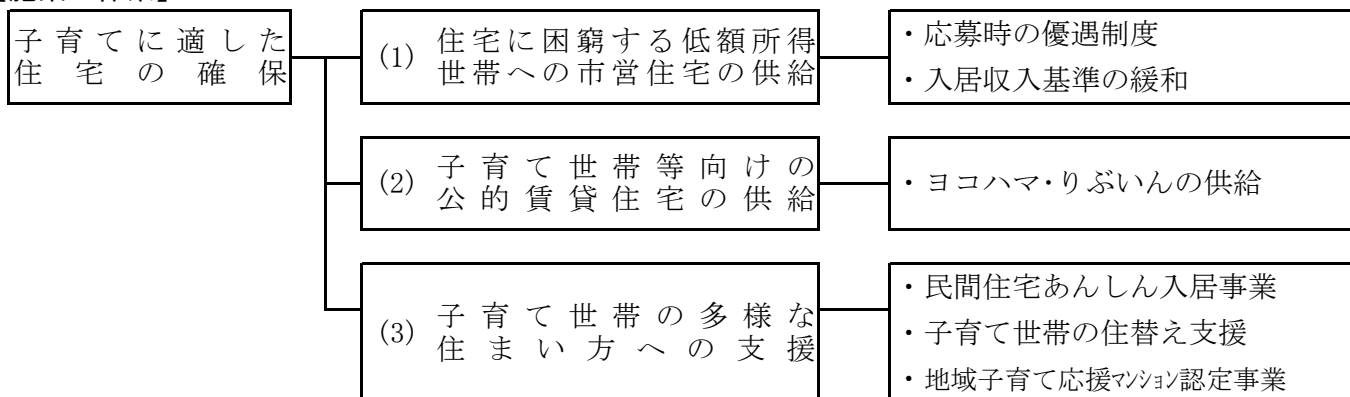
| 事業名 | 事業内容 |
|---|---|
| <p>4 鉄道駅舎エレベーター等設置事業</p> <p>予算額 137,970 千円</p> | <p>高齢者・障害者等の鉄道の利用環境改善のため、駅舎における車いす対応のエレベーター等の設置を進めます。</p> <p>(1) 設置予定数 (20 年度) 民営鉄道 1 駅 (JR 長津田駅)、 市営地下鉄 1 駅 (蒔田駅)</p> <p>(2) 年度末設置数 (予定) 140 駅</p> |
| <p>5 高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業</p> <p>予算額 96,150 千円</p> | <p>高齢者・障害者をはじめ誰にも乗り降りしやすいノンステップバスの導入促進のため助成を行います。</p> <p>(1) 助成予定数 (20 年度) 民営バス 46 台、市営バス 34 台</p> <p>(2) 年度末導入台数 (予定) 800 台</p> |

少子化社会関係事業の現況等について

【まちづくり調整局】

少子化社会に対応し、子育て世帯が子育てに適した住宅を確保できるよう施策を進めています。

【施策の体系】



【事業内容】

| 事業名 | 事業内容 | (参考:19年度実績) |
|-----------------------------------|---|-----------------------|
| (1) 住宅に困窮する低額所得世帯への市営住宅の供給 | | |
| ①応募時の優遇制度 | ア 多子世帯 現に同居し、又は同居しようとする親族(配偶者を除く)に18歳未満の児童が3人以上いる多子世帯に対して、当選率を3倍とする優遇措置を実施します。 | |
| | イ 子育て世帯 同居者に小学校入学前の児童がいる世帯に対して、当選率を3倍とする優遇措置を実施します。 | |
| ②入居収入基準の緩和 | 同居者に小学校入学前の児童がいる世帯の収入基準を、認定月収268,000円以下に緩和します。 (一般世帯の認定月収は、200,000円以下) | |
| (2) 子育て世帯等向けの公的賃貸住宅の供給 | | |
| ①ヨコハマ・りぶいんの供給 | 「特定優良賃貸住宅の供給に関する法律」に基づき、民間土地所有者等が建設する良質な賃貸住宅を、子育て世帯等向けに公的賃貸住宅として供給するもので、家賃助成により入居者負担を軽減しています。 ○管理戸数 401団地、8,861戸 (20年度末。17年度から新規認定を休止) | ○管理戸数 402団地 8,879戸 |

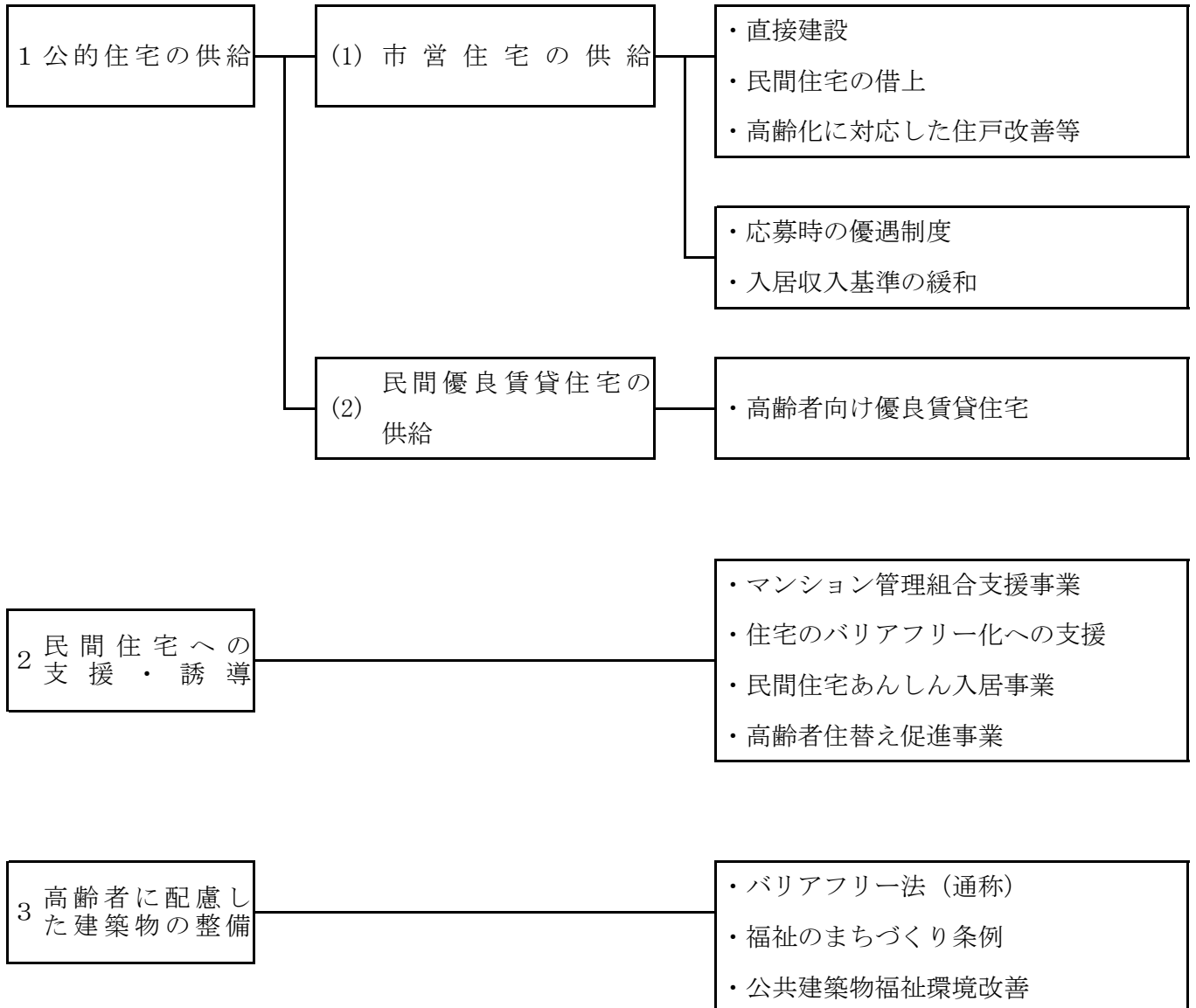
| 事業名 | 事業内容 | (参考:19年度実績) |
|---------------------------------------|---|--|
| (3) 子育て世帯の多様な住まい方への支援 | | |
| ①民間住宅 あんしん 入居事業 | <p>保証人が確保できずに民間の賃貸住宅の入居に困窮しているひとり親世帯等に対し、民間保証会社の家賃保証による入居支援を実施します。</p> <p>○国の「あんしん賃貸支援事業」の機能を取り込むことで、セーフティネットの機能強化</p> <p>○協力不動産店等を拡大するための広報活動</p> | <p>○制度利用世帯 369世帯</p> <p>○協力不動産店 573社</p> |
| ②子育て世帯 の住替え 支援 | <p>高齢者が、住替え後の空いた持家を、賃貸住宅に居住する子育て世帯へ低家賃で賃貸するモデル事業を実施します。</p> | <p>○相談件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者世帯 33件 ・子育て世帯 3件 |
| ③地域子育て 応援マンション 認定事業 (20年度新規) | <p>地域向けの子育て支援施設（こども青少年局施策）を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・併設した共同住宅を市が認定し、子育てしやすい住環境整備を支援します。 <p>地域向けの子育て支援施設の整備にあたり、公開空地など、一定の要件を満たす計画については、横浜市市街地環境設計制度を適用することにより、容積率等の緩和を受けることができます。</p> | / |

高齢化社会関係事業の現況等について

【まちづくり調整局】

急速に進む高齢化に対応し、高齢者の安定した居住・多様な住まい方への支援、さらには、高齢化に対応した安全な住宅・住環境の整備等を推進しています。

【施策の体系】



【事業内容】

1 公的住宅の供給

| 事業名 | 事業内容 | (参考:19年度実績) |
|----------------|---|---|
| (1) 市営住宅の供給 | | |
| ①直接建設 | <p>住宅に困窮する低額所得の高齢者世帯向けの住宅を建設しており、バリアフリー設計や、国の定めたシルバーハウジング・プロジェクトを適用しています。</p> <p>※シルバーハウジング・プロジェクトの内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活援助員の派遣 ・生活相談室・緊急通報システムの設置 <p>○事業中 [] 内は高齢者向け住戸数 桜ヶ丘グリーンハイツ3期(保土ヶ谷区) 60戸 [12戸]</p> <p>○入居者募集(平成20年4月) 桜ヶ丘グリーンハイツ3期(保土ヶ谷区) 60戸 [12戸]</p> <p>○高齢者向け住宅管理戸数(20年度末予定) 32団地、1,140戸 (シルバーハウジング・プロジェクト適用団地 22団地、928戸)</p> | <p>[] 内は高齢者向け住戸数</p> <p>○建設着手 桜ヶ丘グリーンハイツ(保土ヶ谷区)3期 60戸 [12戸]</p> <p>○入居者募集 (平成19年10月) 桜ヶ丘 グリーンハイツ1期 36戸 [18戸]</p> <p>○高齢者向け住宅管理戸数 31団地 1,110戸 (シルバーハウジング・プロジェクト適用団地(21団地 898戸))</p> |
| ②民間住宅の借上 | <p>高齢者向けに配慮された民間賃貸住宅を高齢者用市営住宅(シニア・りぶいん)として借上げるもので、シルバーハウジング・プロジェクトを適用しています。</p> <p>○高齢者向け住宅管理戸数 145団地、3,250戸(20年度末) (17年度から新規の事業者募集及び承認を休止)</p> | <p>○高齢者向け住宅管理戸数 145団地 3,250戸</p> |
| ③高齢化に対応した住戸改善等 | <p>ア バリアフリー設計の実施 平成3年度以降に設計したすべての市営住宅において、段差の解消や手すりの設置など、バリアフリー設計を実施しています。</p> <hr/> <p>イ 住戸改善事業 昭和30年代後半から40年代に建設された市営住宅を対象として、建物構造躯体を活かしながら住戸内部の設備等の更新や、エレベーターの設置などを行います。</p> <p>○勝田住宅(都筑区) 改善工事 5棟、190戸 *エレベーター設置 4棟、16基</p> <hr/> <p>ウ 高齢者・障害者対応改造 入居者の高齢化や障害の状況に対応した住宅改造を行います。</p> <p>○高齢者・障害者対応改造 200件 ○共用部分改善 50件</p> | <p>○勝田住宅(都筑区)改善工事 8棟 320戸 *エレベーター設置 7棟 27基</p> <hr/> <p>○高齢者・障害者対応改造 265件</p> <p>○共用部分改善 38件</p> |

| 事業名 | 事業内容 | (参考:19年度実績) |
|-----------------|--|--|
| ④応募時の優遇制度 | <p>ア 高齢者世帯 当選率を3倍とする優遇措置を実施します。</p> <hr/> <p>イ 高齢者地元優遇 住み慣れた地域で住み続けたいという高齢者の要望に応えるため、新築の高齢者向け住宅について、対象区にお住まいの高齢者の当選率を5倍とする優遇措置を実施します。</p> | |
| ⑤入居収入基準の緩和 | <p>高齢者や障害者等の世帯の収入基準を、認定月収268,000円以下に緩和します。 (一般世帯の認定月収は、200,000円以下)</p> | |
| (2) 民間優良賃貸住宅の供給 | | |
| ①高齢者向け優良賃貸住宅 | <p>民間土地所有者等が建設する、バリアフリー化など高齢者に配慮された賃貸住宅を活用し、生活支援サービスや家賃減額補助が実施される高齢者向けの公的賃貸住宅を供給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者選定 310戸 ○入居者募集(新築) 4団地、124戸 ○入居開始(新築) 10団地、327戸 ○管理戸数(20年度末) 36団地、1,035戸 | <ul style="list-style-type: none"> ○事業者選定 7団地 211戸 ○入居者募集(新築) 11団地 356戸 ○入居開始(新築) 9団地 277戸 ○管理戸数 26団地 708戸 |

2 民間住宅への支援・誘導

| 事業名 | 事業内容 | (参考:19年度実績) |
|--------------------|--|--|
| (1) マンション管理組合支援事業 | <p>居住者の高齢化等、適切な維持・管理が困難となっているマンションに対して専門家を派遣するなど、住民の合意形成の支援を行います。【制度を拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門家派遣 80件 ○再生活動への補助（検討費の1/2、上限30万円） 9件 <ul style="list-style-type: none"> ・検討費の1/2 ・上限30万円（一般型） 60万円（複数組合の協議体型） | <ul style="list-style-type: none"> ○専門家派遣 48件 ○再生活動補助 6件 ○マンション再生に向けた検討調査の実施 |
| (2) 住宅のバリアフリー化への支援 | <p>ア マンション・バリアフリー化等支援事業（20年度新規）</p> <p>分譲マンションの共用部分のバリアフリー化工事などを行う場合に、工事費の一部を補助します。 （工事費の1/3、1棟100万円まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助の対象：傾斜路・手すり・エレベーター ○適用件数：3件以上予定 | |
| | <p>イ 住宅リフォーム等支援事業 （バリアフリーリフォーム工事）</p> <p>金融機関等から融資を受け、高齢化対応のバリアフリーリフォーム工事を行う場合に、利息相当額の一部を一定期間助成します。（利子補給）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象となる工事 浴室改良、手すり設置、段差解消等の改修で、建築士等が改修工事を行った旨の証明書を発行するバリアフリー改修工事 <ul style="list-style-type: none"> ・利子補給対象限度額 350万円 ・利子補給率 2% ・利子補給期間 5年間 | |
| (3) 民間住宅あんしん入居事業 | <p>保証人が確保できずに民間の賃貸住宅の入居に困窮している高齢者等に対し、民間保証会社の家賃保証による入居支援を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国の「あんしん賃貸支援事業」の機能を取り込むことで、セーフティネットの機能強化 ○協力不動産店等を拡大するための広報活動 | <ul style="list-style-type: none"> ○制度利用世帯 369世帯 ○協力不動産店 573社 |
| (4) 高齢者住替え促進事業 | <p>高齢者の多様な居住ニーズに対応するため、住替え相談、住替え支援モデル事業、及び高齢者の生活支援を実施する事業者の登録を行います。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○住替え相談 相談件数 466件 ○住替え支援モデル事業 相談件数 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者世帯 33件 ・子育て世帯 3件 ○高齢者の生活支援事業者 登録事業者数 14社 |

3 高齢者に配慮した建築物の整備

| 事業名 | 事業内容 | (参考:19年度実績) |
|--|---|--|
| <p>(1) バリアフリー法 (通称)</p> <p>(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)</p> | <p>病院や床面積300㎡以上の百貨店等など不特定多数の者が利用する建築物、及び老人ホームなど主として高齢者、障害者等が利用する建築物について、出入口や廊下の幅などバリアフリー対応を義務付けています。</p> <p>また、義務付けられた数値を超えるバリアフリー対応を行った建築物に対して認定を行い、容積率の特例措置(10%上乘せ)等を実施します。</p> | <p>○義務化建築物の確認件数 210件</p> <p>○認定した件数 0件</p> |
| <p>(2) 福祉のまちづくり条例</p> | <p>病院等の施設に加え、共同住宅や事務所などについてバリアフリー対応を指導します。</p> | <p>○事前協議件数 571件</p> |
| <p>(3) 公共建築物福祉環境改善</p> | <p>既存公共建築物のバリアフリー化を推進します。</p> <p>○バリアフリー改修施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区センター 2施設 ・区役所 1施設 ・公会堂 1施設 | <p>○バリアフリー改修施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区センター 1施設 ・その他 1施設 |